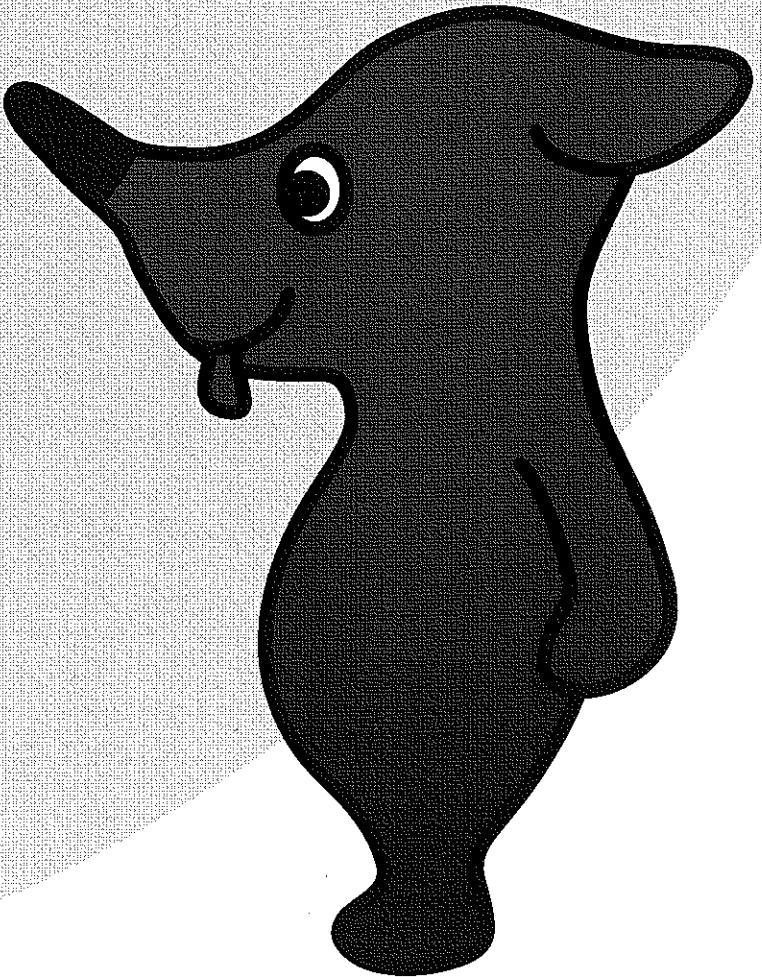


# 輝け! ちば元気プラン

千葉県総合計画

千葉県 CHIBA



## ②災害に強い県づくりの推進

### 目標

地震や風水害など災害に強い体制づくりと防災基盤の整備を進めます。

### 現状と課題

国では今後30年の間に千葉県を含む南関東地域<sup>1)</sup>において、マグニチュード7程度の大規模な地震が70%の確率で発生すると予測しています。

平成19年度に県が実施した被害想定調査では、建物の倒壊や火災などの被害をはじめ、それらに伴う死傷者の発生など甚大な被害を想定しています。

また、今後、地球温暖化などの影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大し、風水害や土砂災害が増加することが懸念されています。

県では、自然災害や大規模事故から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、早急に道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の整備を進めるとともに、関係機関等と連携しながら、防災訓練や啓発活動など防災に関する施策を実施する責務を有しています。

### 取組の基本方向

だれもが安心して暮らせる災害に強い県づくりを進めるために、社会資本の整備や耐震化など被害を未然に防止する取組を推進します。

また、避難訓練など日ごろの予防対策、発災時における迅速な救助、医療救護などの応急対策、発災後のライフライン、道路、橋りょう等の早期の復旧・復興を図るための対策など、総合的な防災対策を推進します。

あわせて、国や県、市町村、その他関係機関の役割を明確にし、県民と各機関が連携・協力していく体制づくりを進めます。

1) 南関東地域：千葉県・東京都・神奈川県・埼玉県東部・茨城県南部とその周辺地域を想定しています。



防災訓練を行う消防団



防災訓練を行う警察と医療チーム

## 主な取組

### 1 防災連携体制の確立

地震などの発災時に、迅速かつ的確な対応を図るための体制の構築を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する条例の制定を通じて防災意識の高揚を図ります。

また、市町村や消防、電気やガス、通信といったライフライン事業者等の防災関係機関などと連携し、防災訓練をはじめ、帰宅困難者対策や住宅用火災警報器の普及啓発など、各種の防災対策を推進します。

- (仮称)防災基本条例の制定
- 九都県市<sup>2)</sup>合同防災訓練の実施
- 帰宅困難者・滞留者対策の推進
- 住宅用火災警報器の普及啓発

### 2 地域防災力の向上

日ごろからの予防対策や、いざというときに助け合える地域社会の形成を促進し、災害による被害を最小限にとどめるため、セミナーの開催やホームページなどを活用して防災に関する知識や技術を身に付けられる機会を提供します。

- また、自主防災組織<sup>3)</sup>を中心とした災害対応力の高い防災ネットワークの構築を図ります。
- 防災に関する広報・啓発の実施
  - 災害対応力の高い防災ネットワークの構築

### 3 消防・救急救助体制の充実強化

地域の消防防災力の向上を図るため、消防の広域化や共同指令センター・消防救急無線の整備、消防団員の確保や消防団の活性化に市町村と連携して取り組みます。

また、救急搬送時の受入医療機関の選定困難事案に対応するため、国のガイドラインに基づいた実施基準の策定に取り組みます。

- 地域における消防力の強化
- 消防救急無線のデジタル化の推進
- 救急患者の搬送及び受入基準の策定

## 主な取組

### 4 石油コンビナート施策の推進

石油コンビナート地区は、ひとたび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大するおそれがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されます。

そのため、県では、関係消防機関や石油コンビナート事業所等と連携した各種訓練を実施するほか、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなど、石油コンビナート地区の防災体制の強化を図ります。

- 石油コンビナート等防災訓練の実施
- 千葉県石油コンビナート等防災計画の見直し

### 5 災害に強い社会資本整備

地震時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路<sup>4)</sup>などの橋りょうの耐震補強や道路法面の防災対策を推進します。

洪水などによる被害を防止するため1時間当たり50mm程度の降雨<sup>5)</sup>に対応した河川整備を推進します。

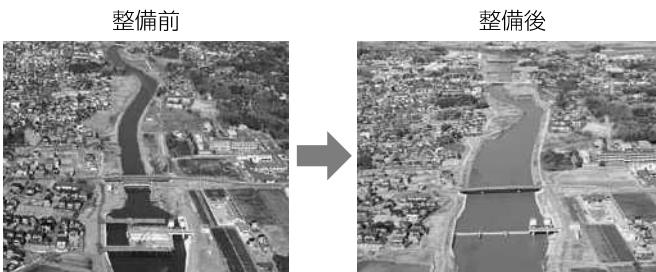
高潮、波浪等による被害を防止するため、護岸、防潮堤等の海岸保全施設の整備を推進するとともに養浜<sup>6)</sup>に取り組みます。

豪雨などによる土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地滑り箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進します。

災害時に緊急物資などを輸送できる耐震性が強化された岸壁や、災害時に避難地等として機能する港湾緑地や県立都市公園の整備を推進します。

災害時においても、飲料水の確保と最低限の公衆衛生の確保、公共用水域の水質が維持されるよう、県水道施設と流域下水道施設の耐震化を推進します。

- 橋りょうの耐震補強・道路法面の防災対策の推進
- 河川・海岸整備の推進
- 土砂災害対策の推進
- 防災対策情報の提供
- 耐震強化岸壁の整備の推進
- 県立都市公園の整備の推進(再掲)
- 流域下水道施設の耐震化の推進
- 県水道施設の耐震化の推進



河川拡幅による整備状況(栗山川)

2)九都県市：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県並びに横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市を指します(平成22年3月までは、相模原市を除く「八都県市」)。

3)自主防災組織：災害による被害を予防・軽減するため、地域住民が自主的に結成する任意の集団・組織です。

4)緊急輸送道路：大規模な地震が起きた場合における救助、物資の供給、諸施設の復旧など広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路です。

5)1時間当たり50mm程度の降雨：人の受けるイメージとしては、バケツをひっくり返したように降ることです。

6)養浜：砂浜の回復や維持を目的として、海浜へ人為的に砂を供給することです。侵食された海岸に養浜を行うことで、海浜の安定化を図ります。

**主な取組**

耐震改修の必要性などについての個別相談会



土砂崩れ等を防ぐ施設

**6 建築物・宅地の地震対策の推進**

地震による建築物の被害や人的被害を最小限にとどめるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修などの必要性に関する啓発活動や、建築士を対象とした耐震診断・改修技術の普及などの施策を推進します。

また、地震や豪雨などによる二次災害を防止するため、宅地や建築物の危険度を判定する技術者の養成・登録や判定体制の整備を図ります。

- 被災宅地危険度判定士養成講習会の開催
- 「わが家の耐震相談会」の開催
- 建築士を対象とした既存建築物耐震診断・改修講習会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士認定講習会の開催

**7 県有建築物の耐震化の推進**

県の所有する庁舎・学校・文化施設などの様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っています。

利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点から、計画的かつ重点的な耐震化に取り組んでいきます。

- 庁舎・学校・文化施設等の耐震化の推進

**8 農山漁村における自然災害対策の推進**

大雨などの自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、排水施設の新設・改修、防災施設の設置、森林整備等を行います。また、林地開発行為の適正化に取り組み、開発地の災害防止や森林再生を進めます。

これらにより、自然環境と共生した災害に強い農山漁村づくりを進めます。

- 農村におけるたん水防除<sup>7)</sup>や地滑り等の防止対策の実施
- 森林の整備や防災施設の設置による土砂崩れ等の防止
- 海岸を中心とした保安林の整備・管理
- 林地開発行為の適正化

<sup>7)</sup>たん水防除：土地条件の変化により、農地や農道などが水に漬かる被害を生ずるおそれのある地域で、これを未然に防止するための排水施設の新設・改修を行うことです。